

## 第 18 回 ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合

### リコメンデーション(仮訳)

我々、ASEAN+3 各国の保健、社会福祉及び労働セクター、国際、地域の関係機関とパートナーからの参加者は、「子どもの未来を支える包摂的社会の構築～自閉症スペクトラム障害をはじめとする発達障害のある子どもとその保護者への支援に焦点を当てて～」をテーマに 2020 年 10 月 30 日にウェブにて開催された第 18 回 ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合において、

本会合を 2003 年から毎年開催している日本政府の継続的なイニシアチブに感謝し、この第 18 回の会合が、持続可能な開発のための 2030 アジェンダの達成に向けた包摂的社会を促進するための保健、福祉及び労働セクターのステークホルダーの役割について、知識の共有及び意見交換を行う効果的なプラットフォームを提供していることを認識した。

#### 前文:

国連・障害者権利条約及び 2018 年 11 月の第 33 回 ASEAN サミットにおいて承認された「ASEAN Enabling Masterplan 2025: Mainstreaming the Rights of Persons with Disabilities」に留意し、

自閉症スペクトラム障害をはじめとする発達障害のある子ども及びその保護者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしを送るための支援の重要性を認識し、このための保健、福祉、労働分野における支援の強化及び連携の必要性を認識し、

発達障害者支援センター、地域障害者職業センター及び地域の民間セクターによる障害者や保護者に対するライフステージに応じた個別支援、支援者に対する情報提供及び研修等、発達障害への理解を深めるための地域への情報提供や様々な世代・状況にある方々との日頃からの連携を通じた活動に留意し、

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、新しい生活様式に順応するために、発達障害のある子どもに対する支援の工夫が求められていることに留意し、

保健・福祉・労働分野における発達障害者の現状及び対策の推進に際して、ASEAN 諸国は多様であり、また、ASEAN 加盟国の置かれている状況や文化・社会的背景は様々であり、日本とは異なること、それゆえ現在直面している課題が異なることに留意する。

我々、会合の参加者は、以下のリコメンデーション(提言)について合意した。

1. 発達障害者が、そのライフステージに応じて、乳幼児期から学齢期、成人期における社会参加に至るまで、地域で切れ目なく支援が受けられるよう、保健、福祉、労働、及び教育を含むその他の関係するセクター間の連携と協力を強化し、地域での包括的な支援体制の構築に向けて取り組む。
2. 支援が必要な人の身近なところにサービスの拠点を増やしていくことが重要であり、既存の限られた社会資源を活かし、民間セクター及びNGOとの連携を進めながら、地域の多様な状況に対応できる整備に取り組む。
3. 地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けた取組を推進する。
4. 我々は、発達障害に関するよりよい理解を実現するために啓発を進め、偏見を予防・克服することにより、発達障害者に優しく、共生する環境を促進する。
5. 発達に悩みや問題を抱える障害児者が、早期に必要な医療や福祉サービスを受けられるよう、発達障害に関する地域の医療従事者の対応能力の向上を図るとともに、医療と福祉の連携による、早期対応を強化することに取り組む。
6. 発達障害者が地域で自立した生活を送るための基盤として、生活・就労支援の重要性を認識し、個々の障害者の課題と強みを明確にし、社会的・経済的自立に向けて、マルチセクターでの連携を推進しながら、生活・就労支援を強化する。
7. 障害のある子どもを育てる保護者に対して、発達の各段階に応じた対応等に関する丁寧な支援を行うことが、当該障害児自身にも良い影響を与えることを認識し、保護者の「子どもの育ちを支える力」を向上させるための支援に取り組む。
8. 発達障害者に関する様々な政策やプログラムの成果と有効性をモニターし評価するため、調査研究等を通じてデータの収集と共有を強化する。

9. ASEAN+3加盟国、WHO、ILO、JICA、その他関係する国際機関、地域機関及び開発パートナーとの分野及び組織横断的な協力の推進により、発達障害の子ども及び保護者のための公衆衛生、社会福祉及び労働の各分野の知識、経験、好事例、技術及び社会的イノベーションの各国間及び各国内での共有を強化する。

更に、参加者は以下について同意した。

- i. 上記勧告を各国の手続き、規制及び社会経済状況に応じて実施するために適切な措置をとるため、各国において第 18 回会合の議事内容、及び結果を担当大臣や幹部に報告する。
- ii. 日本は、ASEAN 事務局と協力し、本会合の議事内容及び結果を ASEAN+3保健大臣/高級事務レベル会合(AHMM+3/SOMHD+3)、ASEAN+3社会福祉開発大臣/高級事務レベル会合(AMMSWD+3/SOMSWD+3)、ASEAN+3労働大臣/高級事務レベル会合(ALMM+3/SLOM+3)に報告する。

以上